ロ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　（略）

(2)　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4)　（略）

ハ　介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号ニの規定を準用する。

ニ　介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(Ⅴ)（第七号の二のニ及び第八号ロにおいて「医療連携体制加算(Ⅴ)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2)・(3)　（略）

七の二　日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

第七号イの規定を準用する。

ロ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第七号ロの規定を準用する。

ハ　介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号ニの規定を準用する。

ニ　介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(Ⅴ)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第七号ニの規定を準用する。

八　外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

ロ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　（略）

(2)　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4)　（略）

（新設）

ハ　介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算(Ⅴ)（第八号ロにおいて「医療連携体制加算(Ⅴ)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

(1)　当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上確保していること。

(2)・(3)　（略）

（新設）

八　外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ　介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)　指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。